

# 建築設計業務委託特記仕様書(案)

## I 業務概要

1. 業務名称 大久保東小学校全面改築(建替え)設計業務委託
2. 履行期限 令和7年9月30日まで(令和5年度～7年度継続事業)

## 3. 計画施設概要

- (1) 施設名称 習志野市立大久保東小学校
- (2) 所在地 習志野市大久保2丁目12番1号
- (3) 施設用途 小学校 他

※平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第7号第1類とする

## 4. 委託業務の内容

本市の学校施設の老朽化への対応、教育環境の改善を目的として、「第2次公共建築物再生計画」及び「第2次学校施設再生計画」に基づき、大久保東小学校について学校運営しながら全面改築(建替え)するための基本設計及び実施設計業務を行う。

## 5. 設計と条件

### (1) 敷地条件

- a. 敷地面積 16,383.42 m<sup>2</sup>(大久保東幼稚園敷地含む)
- b. 用途地域及び地区の指定

用途地域	第一種中高層住居専用地域
防火地域	指定無し
建蔽率	60%
容積率	200%
高度地区	第一種高度地区
日影規制	4m 3時間-2時間
その他地区等	建築基準法第22条指定区域

### c. インフラ整備状況

- ・上、下水道 : 習志野市企業局から供給、公共下水道処理区域
- ・電力 : 東京電力から供給
- ・ガス : 習志野市企業局から供給
- ・接道 : 南側道路幅員 約 10.0～12.8m(建築基準法第42条第1項第1号道路)  
西側道路幅員 約 7.60～8.1m(建築基準法第42条第1項第1号道路)  
北側道路幅員 約 3.20～6.0m(建築基準法第42条第2項道路 他)

d. その他

敷地内には大久保東幼稚園の園舎が設置されているが、同幼稚園は令和 6 年度(2024 年度)末をもって閉園予定であることから、園舎解体後の跡地は小学校敷地として整備予定である。

(2) 計画建物の条件

- a. 延べ面積 8,200 m<sup>2</sup>程度
- b. 構造・規模 鉄筋コンクリート造 他
- c. 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成25年3月改定)」による。

耐震安全性の分類は以下のとおりとする。

- 1) 構造体 II 類
- 2) 建築非構造部材 A 類
- 3) 建築設備 乙類

(3) その他設計と条件については、次による。

- a. 想定工事時期 : 令和 8 年 10 月～令和 11 年 8 月(先行工事を除く)
  - ・建設工事…令和 8 年 10 月～令和 10 年 7 月
  - ・解体工事…令和 10 年 10 月～令和 11 年 3 月
  - ・外構工事…令和 11 年 3 月～令和 11 年 8 月
- b. 工事中の学校運営への影響を最小限とするよう留意すること。
- c. 「第 2 次公共建築物再生計画」及び「第 2 次学校施設再生計画」に留意して業務を進めること。

## II 計画概要

### 1. 整備方針

(1) 全面改築の必要性

習志野市では、令和 2 年に策定された習志野市教育振興基本計画において、「安全で潤いのある学校環境の整備」を基本方針として掲げている。このことから、老朽化した学校施設の改築や長寿命化、大規模改修等を計画的に実施する必要があるため、令和 2 年に策定した「第 2 次公共建築物再生計画～老朽化対策の工程表～」と連携した「習志野市第 2 次学校施設再生計画」に基づき、小中学校施設の再生に取り組んでいる。

大久保東小学校は、最も古い校舎で昭和 38 年度、体育館が昭和 46 年度に建設されており、耐震安全性は確保されているものの、施設の老朽化が進んでいる。このような中で、施設整備における安全・安心の観点からも全面改築が求められている。

この度の大久保東小学校全面改築(建替え)設計業務を実施するにあたっては、令和 5 年 3 月に策定した大久保東小学校全面改築(建替え)基本計画書を基本としつつ、基本設計の中で配置計画等の見直しを図り進めていくものとする。

## (2) 教育理念

### a. 学校教育目標

「未来を拓く生きる力の育成」

### b. めざす子どもの姿

「進んで学ぶ子」「豊かな心の子」「健康な体の子」

### c. 重点目標

「どの子どもにも公平に」「個々を認める」「豊かな心を育む」

### d. 子どもたちの合言葉

「友だちいっぱい 花いっぱい あいさついっぱい うたいっぱい」

## (3) 改築の基本的考え方

### a. 多機能で変化に対応し得る施設

将来の施設ニーズに配慮した計画とするとともに、教育内容・教育方法等の変化などに対応して、多様な学習内容・学習形態を可能とする多機能な学習環境を確保し、今後の学校教育の進展や情報化の進展等に長期にわたり対応できる施設とする。

### b. 生活の場を兼ねた施設

児童の学習の場のみならず、生活の場も兼ねた施設とし、他者との関わりの中で豊かな人間性を育成できる居場所を計画する。また、児童の健康に配慮するとともに学力並びに体力向上に資する空間を形成した施設とする。

### c. 環境に配慮した施設

自然エネルギーの有効活用や資源の再利用あるいは緑化や断熱化、省エネルギー器具・機器の採用等を通して、環境への負荷を抑制し、自然環境と調和した施設とする。

### d. 利便性・安全の確保と災害時の避難所としての機能を備えた施設

児童とその他利用者の導線が区分され、教育環境の安全が確保されると共に、施設全体の管理区分の明確化が図られた施設とする。また、災害時には地域の避難所として地域の人々の生命を守る機能を備えた施設とする。

さらに、施設の利用者に対し、移動や施設利用の利便性や安全性の向上を図るために、エレベーターの設置や段差の解消などバリアフリーに配慮した施設とする。

### e. 保護者・地域との連携や学校開放に配慮した施設

屋外運動場などの学校開放に加え、将来の児童数減少期を見据えた学校・家庭・地域の連携に基づく様々な利用に配慮した施設の配置とする。

### f. 経済性に配慮した施設

建物の基本性能として耐久性・フレキシビリティ・維持管理性・更新性に配慮され、給排水・衛生設備を中心に、将来の設備更新や大規模改修等において、費用の縮減が図れる経済性に配慮した施設とする。また、適切な仕様・総面積の圧縮・工期短縮などトータルコストの縮減が図られた施設とする。

g. 工事期間中の学校運営に配慮した計画

工事期間中に学校運営を行うため、現施設等の利活用及び児童の安全、整備手順に配慮した計画とする。

## 2. 計画概要

(1) 想定面積

延べ面積: 8,200 m<sup>2</sup>程度

(2) 整備方針

a. 配置計画

- ・校舎から屋内運動場及び屋外運動場への出入りが可能な施設計画とすること。
- ・できる限り屋外運動場を広く確保する施設計画とすること。
- ・近隣住宅における日照や通風等の影響について、可能な限り配慮すること。

b. 校舎の整備

- ・様々な学習形態に対応でき、かつ、地域活動での使用に配慮した計画とすること。
- ・学校、放課後児童会、地域それぞれの動線及び安全に配慮した計画とすること。
- ・児童数の増加や多機能な学習環境に対応するため、学習室を各フロアに配置するなど様々なニーズに配慮した計画とすること。
- ・放課後子供教室事業に配慮した計画とすること。放課後子供教室として活用する余裕教室等の配置及び整備方針については、監督員と協議すること。

c. 屋内運動場の整備

- ・避難施設及び学校開放としての利用に配慮した計画とすること。

d. 屋外運動場の整備

- ・運動会等諸行事が開催できる広さを確保し、かつ、安全に配慮した計画とすること。

e. 放課後児童会の整備

- ・保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えるため、放課後児童会を整備する計画とすること。
- ・独立した出入り口を整備するなど、セキュリティ面に配慮した計画とすること。

f. その他の整備

- ・駐車場及び屋根付き駐輪場を整備する計画とすること。
- ・プールは民間施設の活用を想定していることから、整備しない計画とすること。

g. 工事期間中の対応について

- ・振動や騒音に配慮した工法を選定すること。
- ・工事中の運動スペースに配慮した計画とすること。安全を確保した上であれば、既存プール解体後のスペースの利用も可能とする。また、隣接する大久保東幼稚園は令和7年3月に閉園予定であるため、令和7年4月以降は幼稚園跡地を建替え工事中の移設先として利用可能とする。

## (3) 主な必要諸室等

普通教室等	普通教室 18 室、学習室(予備教室兼生活科室)3 室
特別支援学級等	特別支援学級 3 室、プレイルーム 1 室、適応指導教室 1 室、指導員控室 1 室
特別教室等	図書室、多目的室(視聴覚兼用)、理科室、理科準備室、家庭科室、家庭科準備室、図工室、図工準備室、音楽室、音楽準備室、楽器庫、児童用更衣室 他
管理諸室	職員室、校長室、事務室、保健室、放送室、印刷室、相談室、会議室 2 室、給湯室、教材室、職員更衣室(男女)、用務員倉庫 他
給食室	検収室、下処理室、調理室、洗浄室、配膳室、ワゴン置場、アレルギーコーナー、食品庫、物品庫、パン・牛乳保管庫、事務室、職員休憩室(男女)、職員便所(男女) 他
屋内運動場	ステージ、アリーナ(ミニバスケットコート 2 面程度)、体育倉庫、防災倉庫、放送スペース、学校開放管理室、便所 他
屋外運動場	100m 走路×5 コース程度、 150m～200mトラック×5 コース程度
放課後児童会	児童会室 2 室(合計 100 名程度の児童受入を想定) 指導員用の更衣室、専用倉庫、専用便所
駐車場	普通車 5 台以上(緊急車両用及び事務連絡用含む)
屋根付き駐輪場	20 台以上(通勤用、事務連絡用及び来客用含む)
その他	飼育小屋、ゴミ庫(既製品) 他

## (4) 学級・児童推計

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
普通教室数	13	14	15	16	18	19	19
特別支援学級数	3	3	2	3	3	3	3
児童数	427	449	459	473	510	523	521

※「令和 4 年度版小・中学校児童・生徒数及び学級数推計(令和 4 年 12 月)」より抜粋

※改築後、一時的に普通教室が 19 室以上必要となるため、学習室にて対応予定

## (5) 既存建物概要(解体予定)

棟番号	①-1	①-2	①-3	①-4	①-5
建設年	昭和40年	昭和39年	昭和45年	昭和43年	昭和45年
構造	RC造	RC造	RC造	RC造	S造
階数	地上3階	地上3階	地上3階	地上2階	地上1階
延べ面積	661 m <sup>2</sup>	2,078 m <sup>2</sup>	736 m <sup>2</sup>	28 m <sup>2</sup>	34 m <sup>2</sup>
図書の有無					
意匠図	有(TIFF)	有(TIFF)	有(TIFF)	有(TIFF)	有(TIFF)
構造図	有(TIFF)	有(TIFF)	有(TIFF)	有(TIFF)	有(TIFF)
電気設備図	有(TIFF)	有(TIFF)	有(TIFF)	無	無
機械設備図	有(TIFF)	有(TIFF)	有(TIFF)	無	無

棟番号	②	③	④	⑤
建設年	昭和43年	昭和43年	昭和39年	昭和53年
構造	RC造	RC造	RC造	RC造
階数	地上3階	地上3階	地上1階	地上2階
延べ面積	666 m <sup>2</sup>	56 m <sup>2</sup>	151 m <sup>2</sup>	964 m <sup>2</sup>
図書の有無				
意匠図	有(TIFF)	有(TIFF)	有(TIFF)	有(TIFF)
構造図	有(TIFF)	有(TIFF)	有(TIFF)	有(TIFF)
電気設備図	無	無	無	有(TIFF)
機械設備図	無	無	有(TIFF)	有(TIFF)
			耐力度調査対象外	

棟番号	⑩	⑫	⑬	⑭
建設年	昭和47年	昭和53年	昭和59年	昭和60年
構造	S造	木造	木造	木造
階数	地上1階	地上1階	地上1階	地上1階
延べ面積	748 m <sup>2</sup>	76 m <sup>2</sup>	40 m <sup>2</sup>	45 m <sup>2</sup>
図書の有無				
意匠図	有(TIFF)	有(TIFF)	無	無
構造図	有(TIFF)	有(TIFF)	無	無
電気設備図	有(TIFF)	有(TIFF)	無	無
機械設備図	有(TIFF)	無	無	無
備考				耐力度調査対象外

棟番号	⑮	⑯	⑰	⑱
建設年	平成元年	平成 14 年	平成 13 年	令和 2 年
構造	S造	S造	木造	S造
階数	地上 1 階	地上 2 階	地上 1 階	地上 1 階
延べ面積	30 m <sup>2</sup>	221 m <sup>2</sup>	15 m <sup>2</sup>	10 m <sup>2</sup>
図書の有無				
意匠図	有 (TIFF)	有 (TIFF)	有 (TIFF)	有 (TIFF)
構造図	有 (TIFF)	有 (TIFF)	有 (TIFF)	有 (TIFF)
電気設備図	有 (TIFF)	有 (TIFF)	無	有 (TIFF)
機械設備図	有 (TIFF)	有 (TIFF)	有 (TIFF)	有 (TIFF)
備考	耐力度調査対象外			

### Ⅲ 業務仕様

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という)に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書」による。

#### 1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で□の付いたものについては、☑を適用する。

#### 2. 管理技術者等の資格要件

業務の実施にあたっては、次の資格要件を有する技術者を配置すること。なお、業務履行期間中において、その者が技術者として著しく不相当と監督員がみなした場合は、受注者は速やかに技術者の変更等必要な措置を講じなければならない。

##### (1) 管理技術者

管理技術者は、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)による一級建築士を有する者とし、受注した法人に所属する者を配置しなければならない。

##### (2) 担当主任技術者

担当主任技術者は、総合(意匠)・構造・電気設備・機械設備の各部門について、下記の要件を満たす者を1名ずつ選定し配置する。

##### a. 総合(意匠)、構造

以下の要件を満たす者とする。

建築士法による一級建築士

##### b. 電気設備、機械設備

以下のいずれかの要件を満たす者とする。

建築士法による設備設計一級建築士又は一級建築士

建築士法による建築設備士

大学※卒業後 10 年以上の実務経験相当

※建築設備士の受験資格に関する学校の過程に準ずる

### 3. プロポーザル方式又はコンペ方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル又はコンペ方式により設計業務を受託した場合には、技術提案書等により提案された履行体制により当該業務を履行する。

### 4. 設計VEの施行

本業務委託についての設計VEは実施しないものとする。

### 5. 設計業務の内容及び範囲

#### (1) 一般業務

##### a. 基本設計業務

- ① 現況調査(既存図の確認含む)
- ② 既存不適格調査(改修方法の提案含む)
- ③ 建築(意匠)基本設計                      ④ 建築(構造)基本設計
- ⑤ 電気設備基本設計                      ⑥ 機械設備基本設計
- ⑦ 外構基本設計                              ⑧ 基本設計説明書の作成
- ⑨ 各種技術資料(経済比較、工法検討資料等)の作成

※基本設計業務における業務範囲の区分は以下の通りとする

業 務 内 容		適 用
設計条件等の整理	条件整理	☑
	設計条件の変更等の場合の協議	☑
法令上の諸条件の調査及び 関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	☑
	建築確認申請に係る関係機関との打合せ	☑
上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		☑
基本設計方針の策定	総合検討	☑
	基本設計方針の策定及び発注者への説明	☑
基本設計図書の作成		☑
概算工事費の検討		☑
基本設計内容の発注者への説明等		☑

##### b. 実施設計業務

- ① 建築(意匠)実施設計                      ② 建築(構造)実施設計
- ③ 電気設備実施設計                      ④ 機械設備実施設計
- ⑤ 外構実施設計                              ⑥ 昇降機実施設計
- ⑦ 解体工事実施設計(建築、電気、機械)
- ⑧ 放課後児童会等の一時移転に伴う既存校舎及び既存幼稚園舎の改修設計
- ⑨ 実施設計説明書の作成
- ⑩ 各種技術資料(経済比較、工法検討資料等)の作成

※実施設計業務における業務範囲の区分は以下の通りとする

業務内容		適用
要求の確認	発注者の要求等の確認	<input checked="" type="checkbox"/>
	設計条件の変更等の場合の協議	<input checked="" type="checkbox"/>
法令上の諸条件の調査及び 関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	<input checked="" type="checkbox"/>
	建築確認申請に係る関係機関との打合せ	<input checked="" type="checkbox"/>
実施設計方針の策定	総合検討	<input checked="" type="checkbox"/>
	実施設計のための基本事項の確定	<input checked="" type="checkbox"/>
	実施設計方針の策定及び発注者への説明	<input checked="" type="checkbox"/>
実施設計図書の作成	実施設計図書の作成	<input checked="" type="checkbox"/>
	建築確認申請図書の作成	<input checked="" type="checkbox"/>
概算工事費の検討		<input checked="" type="checkbox"/>
実施設計内容の発注者への説明等		<input checked="" type="checkbox"/>
設計意図の伝達	設計意図を正確に伝えるための説明等	<input type="checkbox"/>
	工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	<input type="checkbox"/>

(2) 追加業務

a. 積算業務

- ① 工事内訳書の作成
- ② 積算根拠となる資料の作成  
(数量調書、採用単価表、見積書(依頼書共)、比較表、拾い図等)
- ③ 見積収集
- ④ 見積検討資料(見積一覧表を含む)の作成
- ⑤ 各種チェックリストの作成(国土交通省 営繕工事積算チェックマニュアルによる)

b. 申請手続業務

- ① 計画通知申請手続き業務  
※構造計算適合判定手数料  含む  含まない
- ② 習志野市特定建築行為に係る手続等に関する条例の届出書の作成及び申請手続業務  
(標識看板の作成、設置及び設置報告書の届出、日影図の作成、説明会の開催 等)
- ③ 建築物の省エネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)第 13 条  
第 2 項に規定する手続き業務  
※適合性判定手数料  含む  含まない
- ④ 千葉県福祉のまちづくり条例に関する手続き業務
- ⑤ 開発行為、その他法令に基づく手続業務

c. 作成及び検討業務

- ① 透視図(パース)作成業務 ※鳥瞰2面、外観2面、内観2面
- ② 模型製作及び写真撮影 ※縮尺:1/300、製作寸法:幅750mm×奥行700mm程度
- ③ 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づくリサイクル計画書作成業務
- ④ 空調設備の熱源別LCC比較検討業務(ガス・電気等2種以上)
- ⑤ 電波障害対策等に必要な資料の収集及び机上検討業務  
(電波障害対策現地調査の実施地点数等提案共)
- ⑥ 仮設計画検討業務(インフラ段階整備計画及び大型車両の搬入路計画の検討含む)
- ⑦ 工事工程表の作成業務
- ⑧ 維持保全計画書の作成業務
- ⑨ 国庫交付金等申請資料の作成支援業務
- ⑩ 施設台帳の作成支援業務
- ⑪ 議会説明または住民説明等に必要な資料の作成業務(HP公開用の説明動画作成共)
- ⑫ 住民説明会における周知、設営、進行、取りまとめに関する業務
- ⑬ その他監督員が指示する資料の作成業務

(3) その他(各種調査等)

a. 地質調査

- ① ボーリング調査(40m程度、標準貫入試験含む) 7箇所
- ② 孔内水平載荷試験 2箇所
- ③ 不攪乱資料採取 3セット
- ④ 土質物理学試験及び土質力学試験 3セット
- ⑤ 土壌汚染物質の調査 1セット

※ 現地調査にあたっては、作業日程及び作業内容を監督員と協議の上、施設管理者の承諾を得ること

※ 調査実施時の安全対策はB型バリケード(高さ1.8m程度)とすること

※ 土壌汚染物質の調査は、土壌汚染対策法に基づく36項目の試験(溶出試験27項目+含有量試験9項目)とすること

b. 耐力度調査

① 構造耐力

【鉄筋コンクリート造】	【鉄骨造】	【木造】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保有耐力(水平耐力及びコンクリート圧縮強度)</li> <li>・層間変形角</li> <li>・基礎構造</li> <li>・地震による被災履歴</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・架構耐力評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎構造</li> <li>・土台</li> <li>・柱</li> <li>・壁体</li> <li>・筋かい及び控柱</li> <li>・屋根ふき材料</li> </ul>

② 健全度

【鉄筋コンクリート造】	【鉄骨造】	【木造】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・経年変化</li> <li>・鉄筋腐食度</li> <li>・コンクリートの中酸化深さ等及び鉄筋のかぶり厚さ</li> <li>・躯体の状態</li> <li>・不同沈下量</li> <li>・火災による疲弊度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経年劣化</li> <li>・筋かいのたわみ</li> <li>・鉄骨腐食度</li> <li>・非構造部材等の危険度</li> <li>・架構剛性性能</li> <li>・不同沈下量</li> <li>・火災による疲弊度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経年劣化</li> <li>・木材の腐朽度</li> <li>・基礎の状態</li> <li>・部材の傾斜、たわみ</li> <li>・床鳴り、振動障害</li> <li>・火災の被災経験</li> <li>・雨漏り痕の有無</li> </ul>

③ 立地条件

地震地域係数
地盤種別
敷地条件
積雪寒冷地域
海岸からの距離

- ※ 現地調査にあたっては、作業日程及び作業内容を監督員と協議の上、施設管理者の承諾を得ること。
- ※ コンクリート強度試験は 1 棟につき各階 1 箇所以上かつ合計 3 箇所以上とし、圧縮強度試験は公的機関において行うこと。試験体採取費及び試験費は受注者の負担とする。
- ※ コンクリート中酸化深さ、鉄筋かぶり厚さの調査については 1 棟につき柱頭 1 箇所、柱脚 1 箇所、梁 2 箇所を行うこと。また鉄筋の腐食度の調査について 1 棟につき柱、梁についてそれぞれ 2 箇所以上行うこと。
- ※ コンクリート圧縮強度試験については、過去に市が実施した耐震診断報告書を契約後に受注者へ貸与するものとする。
- ※ 調査に伴う足場費及び仕上げ材等の撤去復旧作業費については受注者の負担とする。また、補修材については監督員と協議すること。

c. 樹木現況評価及び移植適正診断調査（高木及び中木 120 本程度）

- ※ 市から開示する現況樹木位置図を元に、実施設計に先立ち調査すること。
- ※ 実施設計成果品提出前に、現況樹木数を再調査し適宜反映すること。

d. アスベスト調査 58 検体程度

e. PCB調査

- ① 照明器具の型番調査 13 台程度
- ② シーリングの採取による調査 3 箇所（普通教室棟 2 箇所、特別教室棟 1 箇所）
- ③ その他PCB含有が疑われる箇所の調査

※電気室内変圧器及びコンデンサは調査済み

## 6. 業務の実施

### (1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。

基本設計説明書の作成が適用の場合は、実施設計図作成前に基本設計説明書を提出するものとし、その内容は、配置計画、動線計画、意匠計画、構造計画、電気設備計画、機械設備計画、景観計画、色彩計画、防災計画、外構計画、植栽計画、雨水排水計画、工程計画、仮設計画及びその他設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書とする。

- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。

実施設計説明書が適用の場合は、実施設計とりまとめ時に実施設計説明書を提出するものとし、その内容は、基本設計説明書でとりまとめた内容のうち監督員が指示する資料及び基本設計から実施設計にかけての変更点とする。

- c. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

- d. 本業務は、電子納品の対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

- e. 電算機によって構造計算を行う場合は、建築基準法に基づく指定性能評価機関による性能評価に基づき国土交通大臣の認定を受けたプログラムを用いる。これ以外のプログラムを使用する場合は、監督員と協議する。

- f. 工事費内訳書の作成は、『営繕積算システムRIBC2((一財)建築コスト管理システム研究所)』の内訳書作成システムにより行う。

- g. 工事費内訳書作成において、営繕工事積算チェックマニュアル<建築工事編>、営繕工事積算チェックマニュアル<電気設備工事編>及び営繕工事積算チェックマニュアル<機械設備工事編>に基づき各種チェックリストの作成を行う。

- h. 提出物及び打合せに使用する紙類は「国等による環境物品等の推進等に関する法律(グリーン購入法)」の判断基準等を遵守する。

- i. プロポーザル方式により設計業務を受注した場合は、技術提案書により提案した内容について監督員の指示に従い該当業務に反映させる。

- j. 個人情報保護法に準じ、個人情報の保護に努めるものとする。

- k. 本業務の遂行の過程で取り扱うデータについては、流失等により業務の遂行に多大な影響が及ぶことの無いように、データの保護・管理を厳重に行うものとする。

- l. 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務が適用の場合は、建築物省エネ法に基づく計算を行う。

- m. 図面の作成は、CAD を使用することとし、データの保存形式はJWW及びPDFとする。レイヤー構成等については、少なくとも躯体・仕上・建具・家具・器具・配管・配線・文字・寸法は別レイヤーとし、詳細は業務着手後に監督員と協議する。なお、JW\_CAD以外のソフトを使用する場合は、JWW形式へ変換したデータについて、誤字や縮尺ずれの確認を徹底したものを成果品として提出すること。

n. アスベスト含有建材の事前調査については、石綿に関し一定の知識を有し、的確な判断ができる以下の者等が行う。調査は施工範囲を網羅するものとし、事前に調査計画書を作成し監督員の承認を得るものとする。また、アスベストを含有している可能性のある建材（成形版、仕上塗材、保温材等）で、設計図書及び目視で含有の有無を判別できない場合は、JIS A 1481-1,2,3,4,5（建材製品中のアスベスト含有率測定方法）による分析調査を行う。

i. 建築物石綿含有建材調査者

ii. 石綿作業主任者技能講習修了者のうち石綿除去等の作業の経験を有する者

iii. 日本アスベスト調査診断協会に登録された者

o. 各種技術資料は、実施設計内容が確認できるよう適宜現況写真を用いて作成する。

p. 各種申請及び協議にかかる手数料は、原則として受注者負担とする。

q. 設計成果品の作成にあたっては、建築・電気・機械の分離発注に加え、棟毎又は年度毎の工事発注形式を採用するものとし、詳細は業務着手後に監督員と協議する。また、成果品の工事発注時期が異なる場合は、事業の初期に発注する工事の設計図について、将来発注工事の情報を可能な限り控えた表現とすること。

## (2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、その内容を書面により速やかに提出する。

a. 業務着手時

b. 基本方針策定前

c. 積算着手前

d. 定例会

e. 関係機関、関係各課との打合せ

f. 監督員又は管理技術者が必要と認めた時

## (3) 適用基準等

本業務に、国土交通省等が制定する以下に掲げる技術基準を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務内容が技術基準に適合するよう業務を実施しなければならない。また、積算業務に関しては、施設再生課が作成する「公共建築工事積算基準の運用」に基づき業務を進めること。本運用は契約後、受注者に開示する。

特記なき場合は、国土交通大臣官房官庁営繕部（建設大臣官房官庁営繕部）が制定又は監修したものによる。なお、資料及び基準は最新版を用いること。

### a. 共 通

官庁施設の基本的性能基準

官庁施設の基本的性能基準及び同解説

官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準

- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説
- 官庁施設の環境保全性基準
- 千葉県福祉のまちづくり条例
- 建築設計業務等電子納品要領
- 木造計画・設計基準及び同資料
- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事共通費積算基準
- 公共建築工事標準単価積算基準
- 公共建築工事積算基準等資料
- 千葉県内の公共建築物等における木材利用促進方針

#### b. 建 築

- 建築工事設計図書作成基準
- 建築工事設計図書作成基準の資料
- 敷地調査共通仕様書
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- 建築設計基準
- 建築設計基準の資料
- 建築設計基準及び同解説
- 建築構造設計基準
- 建築構造設計基準の資料
- 建築工事標準詳細図
- 擁壁設計標準図
- 構内舗装・排水設計基準
- 構内舗装・排水設計基準の資料
- 公共建築木造工事標準仕様書
- 建築物解体工事共通仕様書
- 標準案内用図記号ガイドライン（一般案内用図記号検討委員会 策定）
- ガラスを用いた開口部の安全設計指針

#### c. 建築積算

- 公共建築数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
- 営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編）

#### d. 設 備

- 建築設備計画基準

- 建築設備設計基準
- 建築設備工事設計図書作成基準
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 雨水再利用・排水再利用設備計画基準・同解説
- 建築設備耐震設計・施工指針（独立行政法人建築研究所）
- 建築設備設計計算書作成の手引

e. 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
- 営繕工事積算チェックマニュアル（電気設備工事編）
- 営繕工事積算チェックマニュアル（機械設備工事編）

(4) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載し 2 部(1 部返却用)提出する。

a. 業務概要

b. 業務方針

c. 業務実施工程表(各資料の提出予定時期共)

d. 業務実施体制

- 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数 等。
- 担当主任技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数等。
- 担当技術者の分担業務分野、所属・役職、氏名、年齢、保有資格、実務経験年数 等。
- 協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野 等。

（協力者がある場合は、事前に「再委託承諾申請書」の承諾を得ること）

e. 打合せ計画

f. 成果物の内容・部数

g. 使用する基準及び主な図書

h. 連絡体制

i. その他

(5) 業務の進捗状況報告

各月毎に業務報告書(当初の業務工程に対する進捗状況共)を監督員に提出すること。

なお、当初の業務工程に対し遅れが生じている場合は、各資料の提出予定時期について、監督員と協議すること。

(6) 資料の貸与及び返却

貸 与 資 料	摘 要
<input checked="" type="checkbox"/> 参考設計図書 <input checked="" type="checkbox"/> 共通原図類(電子媒体) <input checked="" type="checkbox"/> RIBC2用名称ファイル(電子媒体) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ・基本計画書 ・令和4年度に実施した敷地測量結果 ・過去に実施した耐震診断結果 ・過去に実施したアスベスト調査結果 等	

貸与場所( 施設再生課 ) 貸与時期(業務着手時)

返却場所( 施設再生課 ) 返却時期(業務完了時)

(7) 成果物の提出場所( 施設再生課 )

(8) 建設副産物対策

リサイクル計画書の作成

設計にあたって、建設副産物対策(発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底)について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。

(9) 業務実績情報の登録

本業務委託についての業務実績情報の登録は次による。

要

受注者は、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、監督員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録」を提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

不要

(10) 社会保険の加入

従業員等に社会保険の加入の資格がある場合には、社会保険に加入させること。

## 7. 成果物及び提出部数等

設計業務の成果物(データ共)は、下表による。

図面を除く紙媒体の提出形式は、原則 A4 版のキングファイルに綴じ込むものとする。

また、電子データはCD-R又はDVD-Rにて提出するものとし、保存形式等については、監督員と協議すること。

### (1) 基本設計

適用	名称	規格	提出部数	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	基本設計説明書	A3	10	押し文字入り 二つ折り製本
<input checked="" type="checkbox"/>	基本設計説明書(概要版)	A3	30	
<input checked="" type="checkbox"/>	基本設計図 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 面積表及び求積図</li> <li>● 敷地案内図</li> <li>● 配置図</li> <li>● 平面図(各階)</li> <li>● 立面図(各面)</li> <li>● 断面図</li> <li>● 仮設計画図(各工程)</li> </ul>	A3	10	押し文字入り 二つ折り製本
<input checked="" type="checkbox"/>	現況調査報告書 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 敷地条件</li> <li>● 周辺環境</li> <li>● 法的条件チェックリスト</li> </ul>	適宜	1	現況写真含む ライフラインに関する設備含む 課題事項及び解決案含む
<input checked="" type="checkbox"/>	各種技術資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 仕様検討比較資料</li> <li>● 工法検討比較資料</li> <li>● 諸室収容人数計算表</li> <li>● 衛生設備必要台数計算表</li> </ul>	適宜	1	
<input checked="" type="checkbox"/>	工事費概算書	適宜	1	算出根拠共

### (2) 実施設計

適用	名称	規格	提出部数	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	実施設計図(白焼)	A1	各 2	ケース共
<input checked="" type="checkbox"/>	実施設計図(白焼)	A3	各 5	押文字入り 二つ折り製本
<input checked="" type="checkbox"/>	実施設計説明書	A3	6	押文字入り 二つ折り製本
<input checked="" type="checkbox"/>	構造計算書	適宜	1	
<input checked="" type="checkbox"/>	設備設計計算書	適宜	1	
<input checked="" type="checkbox"/>	各種技術資料	適宜	1	工法、材料等比較表含む

## (3) その他(追加業務及び各種調査等)

適用	名称	規格	提出 部数	備考
☑	工事費内訳書(白焼・金入り)	A4	1	算出根拠を記載すること
☑	工事費内訳書(白焼・金抜き)	A4	1	
☑	積算根拠となる資料	適宜	1	数量調書、採用単価表、見積書(依頼書共)、比較表、拾い図、各種チェックリスト等
☑	計画通知関係図書	適宜	1	
☑	各種申請図書	適宜	1	
☑	透視図(パース)	A2	1	彩色(アルミ額) 鳥瞰2面、外観2面、内観2面
☑	模型及び撮影写真	適宜	1	縮尺:1/300 製作寸法:750×700程度 材料は着色クラフトペーパー等の 変形、退色しにくいものとし、台座及び アクリルケース付きとする
☑	リサイクル計画書	適宜	1	
☑	仮設計画検討書	適宜	1	
☑	工期算定資料	適宜	1	工事工程表共
☑	維持保全計画書	適宜	2	
☑	施設台帳(案)	適宜	1	
☑	住民説明用資料	適宜	適宜	HP公開用の説明動画共
☑	議会説明用資料	適宜	適宜	
☑	地質調査報告書	適宜	2	調査計画書、土質標本共
☑	耐力度調査報告書	適宜	2	調査計画書共
☑	樹木診断調査報告書	適宜	2	調査計画書共
☑	アスベスト調査報告書	適宜	2	調査計画書共
☑	PCB 調査報告書	適宜	2	調査計画書共
☑	電波障害机上検討結果報告書	適宜	1	
☑	業務報告書	A4	1	
☑	打合せ記録書	A4	1	関係機関、関係各課との協議録共
☑	その他監督員が指示する事項	適宜	適宜	

※基本設計成果品は令和6年6月末までに提出とする。

※工事費概算書は令和6年8月末までに提出とする。

※耐力度調査報告書は令和7年3月末までに提出とする。

※先行工事(放課後児童会等の一時移転に伴う既存校舎及び既存幼稚園舎の改修工事、プール及び図書室棟等の解体工事等)を実施する場合の成果品提出時期は、監督員との協議による。